

# 業務仕様書

## 1 業務名

県庁舎内産業廃棄物収集運搬業務及び処分業務

## 2 履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

## 3 収集運搬及び処分を行う廃棄物

次のとおり。ただし、数量は見込みであり、今後、増加又は減少する可能性があること。

区分	予定概算数量	摘要
① 廃プラスチック+金属くず	7,240 kg	事務用机、椅子、ノートパソコン等
② 廃プラスチック	1,790 kg	クリアファイル、ドッチファイル等
③ 発泡スチロール	88 kg	発砲スチロール等
④ 金属くず	2,185 kg	キャビネット、ロッカー等
⑤ ガラスくず	52 kg	花瓶、グラス等
⑥ ガラスくず+金属くず	23 kg	鏡、額縁等
⑦ ガラスくず（蛍光管）	3 kg	蛍光管
⑧ 陶磁器くず	22 kg	カップ、急須等
⑨ 木製品	260 kg	椅子、決裁箱等
⑩ 木製品+金属くず	9 kg	将棋盤、ハンガー等
⑪ コンクリートくず	6 kg	
⑫ 汚泥	1 kg	
計	11,679 kg	

## 4 業務の遂行に係る許可等

受託者は、監督官庁が交付する許可事項に変更があったときは、遅滞なく変更後の許可証の写しを委託者に提出すること。なお、本業務の遂行に当たっては、本業務仕様書のほか関係法令等を遵守すること。

## 5 収集運搬業務

- 業務の対象は、岩手県庁舎に存置する産業廃棄物であること（具体の場所等については、発注者が指示すること。）。
- 3の区分に掲げる廃棄物以外の廃棄物が確認された場合、受注者は、発注者に協議すること。
- 業務に使用する車両は、2t相当とすること。
- 予定概算数量（入札の際に積算した収集運搬車両の数量を含む。）を超過する見込みとなった場合、受注者は、発注者に協議すること。
- 業務の実施に当たっては、受注者は、その数量を確認した上、業務実施報告書（別

紙1)を作成し、発注者の確認を受けること。

## 6 処分業務

受託者又は受託者が指定する処分業者が行うものとする。なお、受託者が指定する処分業者が中間処分業務を行う場合、発注者は、当該業者と処分業務についての契約書を締結するものとする。

## 7 委託料

発注者が受託者に支払う委託料は、収集運搬から処分に至るまでの一切の経費であることから、受託者が指定する処分業者が中間処分業務を行う場合、その経費についても委託料に含まれること。

## 8 委託料の精算

収集運搬及び処分に要する経費は、契約単価に実数量を乗じた金額により精算するのであること。

## 9 事業完了の報告

(1) 受託者は、業務終了後、完了報告書(別紙2)を発注者に提出し、確認を受けること。

(2) 廃棄物処理法の規定に基づくマニフェストについては、JWNET電子マニフェストシステムを導入している受託者は、その都度、システムに登録し、発注者に報告すること。

なお、電子マニフェストシステムを導入していない受託者は、その都度、発注者に紙により提出すること。

## 10 その他

本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上、委託者の指示に従い、実施すること。